

委員会提出議案第1号

小松島競輪事業調査特別委員会への調査権限付与
(地方自治法第98条第1項) について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙
のとおり提出します。

平成30年3月5日

小松島市議会議長 北野 恒男 殿

提 出 者 小松島競輪事業調査特別委員会
委員長 出 口 憲二郎

小松島競輪事業調査特別委員会への調査権限付与
(地方自治法第98条第1項) について

1 調査事項

本議会は、地方自治法第98条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ・競輪事業に係る施設整備に関する事項

2 委任事項

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、小松島競輪事業調査特別委員会へ次の権限を委任する。

- ・地方自治法第98条第1項に規定する権限